

平成 30 年 1 月 15 日

株主各位

東京都中央区新川一丁目 5 番 17 号  
前 澤 工 業 株 式 会 社  
代表取締役社長 松 原 正

### 中間配当金に関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年 1 月 12 日開催の当社取締役会において、第 72 期（平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日まで）の中間配当金の支払につき、下記のとおり決議されましたのでお知らせ申し上げます。

敬 具

#### 記

当社定款第 43 条の規定に基づき、平成 29 年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中 間 配 当 金                    1 株につき金 4 円
2. 支払請求権の効力発生日        平成 30 年 2 月 14 日（水曜日）  
並びに支払開始日

以 上

---

#### 中間配当金のお支払について

配当金領収証（銀行または郵便局の預貯金口座へのお振込みをご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」）は、来る 2 月 13 日に、お届出ご住所あてお送り申しあげる予定でございます。

#### 中間配当決議通知はがきの郵送廃止について

昨年まで株主の皆さまに「中間配当に関する取締役会決議ご通知」と題した郵便はがきをお送りしておりましたが、本年より同はがきの郵送を廃止させていただきました。

今後も、当社ウェブサイト（<http://www.maezawa.co.jp/>）にてご案内させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。